



# やまだ 民児協だより

〈第10号〉

発行者 草津市山田学区民生委員児童委員協議会

## 地域福祉権利擁護について

庶務 田中春行

地域社会が人と人との関係で成り立っている以上、その中で「他人に権利を侵害されている」「誰にも相談できずに悩んでいる」状況が、本人にとってどれだけ辛いことかは想像に耐えません。

もつとも、どのようなことが権利侵害にあたるのかは一概に言えず、また、こうしたことは、なかなか表に現れにくい場合も少なくありません。

大切なのは、周囲の人たちが自分達の尺度でそれを判断するのではなく、あくまでも本人の立場にたつて（本人の気持ちになりきって）、理解しようとすることです。

そして「権利を侵害されている人が、周りにもいるかもしれない」という視点をもつて、もう一度、地域を見つめ直すことが必要です。

地域でともに暮らす関係は、本人の「暮らしにくさ」「生きにくさ」を理解し、それに共感することから始まります。そして、こうした視点を大切にしながら、地域の中に皆が支え合う「つながり」を築くことが何よりも大切です。

私たち民生委員・児童委員をはじめ、地域に暮らす一人ひとりのそんな取り組みが「権利を擁護することにつながり、だれもが安心して暮らすことのできる、福祉のまちづくりにつながります。

認知症状がある高齢者や知的障害、精神障害をもった方で判断能力が十分でない方や、一人暮らしの高齢者が自分で手続き等ができない場合（自らの判断で選択したり契約したりすることが難しい場合）適切なサービスを受けられないことが考えられます。



かん じょう つり  
勤 請 吊

勤請とは、神仏の分霊をお祭りすることで、木川天神社では、1月25日に榊と縄で竜を作って神社に奉納されている。いつからか定かでないが明治の時代には始まっていたらしい。竜を奉納し、五穀豊稔を氏子が祈願する勤請吊である。

地域で安んじて生活できるよう、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、公共料金の支払い、預貯金の出し入れなど日常的な金銭管理、また、通帳や印鑑など大切な財産の保管など行う\*地域福祉権利擁護事業を市社会福祉協議会で実施しています。

【介護保険をはじめとしたこれらの福祉サービスは、自らサービスを選択し、サービス供給者と契約をすることになります】

\*地域福祉権利擁護事業に関しては4面に記載

# 山田ふくしまップ



学校	
幼稚園・保育園	
広場・遊園地	
病院・診療所	
歯科医院	
福祉施設	
各町会館・集会所	



## 《児童育成クラブ》

サロン名	開催場所	マップ番号
「のびっ子」山田	山田小学校	①

## 《子育てサロン》

サロン名	開催場所	マップ番号
すくすくランド	山田公民館	⑦

## 《地域子育て支援》

サロン名	開催場所	マップ番号
たんぼぼ	すぎのこ保育園	⑨



部  
会  
活  
動

高齢者福祉部

高齢者福祉部では、ひとり暮らしの高齢者150人の方に、ご健康を願いながら、年賀と暑中見舞の葉書を書かせて頂いています。

なかには、返事を書いて近況などを知らせてくださる方もおられて、それが又有難く、私達部員の力強い励みにもなっています。



馬場 和世

ハンドベル部

山田民児協女性8名で3年程前からハンドベルの練習をはじめました。最近、福祉施設・地域の行事などに参加させてもらっています。

ハンドベルを通して子ども達・高齢者の方々など、地域の方々のふれあいが深まればと思っています。

木村 順子



児童福祉部

小雪のちらつくクリスマススイップ。冬休みに入ったばかりの小学生が集まりました。

民生児童委員と子どもたちで、新聞紙を使った遊びをしてにぎやかなひとときを過ごしました。



中島 民恵

人権同和部

人権同和部会の研修活動のインパクトは、県外研修で学んだ丹波マングン鉱山での人権無視で、太平洋戦争時の強制連行され、水泥の中腹ばいで



マンガン採掘と運搬作業を強要された朝鮮人と被差別部落の人々の過酷な労働跡を坑内めぐりで体験したことです。

奥野 郁夫

地域福祉権利擁護事業とは

地域で安心して暮らせる

認知症高齢者や障害者の方々の中には判断能力が十分でないために福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などが一人ではできなくなり、そのため安心して生活していくことが難しくなってしまう場合があります。地域福祉権利擁護事業は、福祉サービスを利用される際の援助や日常的な金銭管理などのお手伝いをしながら、一人ひとりが地域で安心して暮らし続けられるよう支援する事業です。この事業は、お住まいの市町社会福祉協議会がおこなっています。利用者は、市町社会福祉協議会と契約を行うと次のようなサービスを受けることができます。

<b>利用できる人</b>	認知症高齢者や障害者など判断能力が十分ではないが、利用の契約ができる人
<b>サービス内容</b>	<b>福祉サービス利用援助</b> ・申し込みや契約をするお手伝いをします。 ・利用料金をあなたに代わって支払いに行きます 等 <b>日常的な金銭管理サービス</b> ・銀行や郵便局であなたに代わってお金を出し入れします。 ・病院のお金や電気代などを支払いに行きます 等 <b>預金通帳等の書類預かりサービス</b> ・銀行などの預金通帳、銀行届印、年金証書などをお預かりします 等
<b>お問い合わせ先</b>	草津市社会福祉協議会 TEL.562-0084 FAX.566-0377